

出席停止期間の数え方

<インフルエンザ> : 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

(例) (解熱後の日数は、小学生以上は2日、幼児は3日を経過するまで。)

水 1	木 2	金 3	土 4	日 5	月 6	火 7	水 8	木 9
	①	②	③	④	⑤			
● 発症	→					○ 登校可能		
	→				①	②		
						解熱	①	②
								○ 登校可能

【水曜日に発症した場合】

- ・水曜日を0日目と数えます。
- ・土曜日までに解熱すれば、月曜日まで出席停止で、火曜日より登校できます。
- ・月曜日に解熱した場合は、木曜日から登校できます。

* 発症した日の翌日、解熱した日の翌日を1日目と数えます。

* 一旦解熱した後も再度発熱することがあるので、登校するまで毎日検温してください。

* 発熱が続く、咳が長引くなど上記に当てはまらない経過の場合は、再度医療機関を受診してください。

<新型コロナウイルス感染症> : 発症した後5日を経過し、解熱し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

(例)

水 1	木 2	金 3	土 4	日 5	月 6	火 7	水 8
	①	②	③	④	⑤		
● 発症	→					○ 登校可能	
	→				解熱し症状が軽快	①	
						解熱し症状が軽快	①
							○ 登校可能

【例:水曜日に発症した場合】

- ・水曜日を0日目と数えます。
- ・日曜日までに解熱し、かつ症状が軽快すれば、月曜日まで出席停止で、火曜日より登校できます。
- ・月曜日に解熱し、かつ症状が軽快した場合は、水曜日から登校できます。

* 発症した日の翌日、解熱した日の翌日を1日目と数えます。